

## 平成31年度第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 平成31年4月22日（月）午後2時～2時30分

2. 場 所 名張市役所 4階 403会議室

3. 出席者 委員 辻 陽  
同 國富 静代  
同 下庄 隆文  
同 中野 栄蔵  
(木村 那津子委員 欠席)

### 4. 審議事項

三重県森林資源情報管理システムの活用によるオンライン結合について  
(農林資源室)

### 5. 審議内容

三重県森林資源情報管理システムの活用によるオンライン結合について

#### (1) 実施機関からの説明

平成30年度に整備した名張市林地台帳について、当該台帳情報を、森林所有者、森林組合及び林業事業者等の求めに応じて閲覧、情報提供等の対応をしていくため、三重県が整備している「三重県森林資源情報管理システム」を活用することにより、大幅なコスト低減を図ることができると共に、林業事業者等の登録ユーザの手続きの効率化が図られる。

ログオン認証管理等については、ログオンに必要なユーザID及びパスワードは、利用申込書で申し込まれた「サービス利用ライセンス（ユーザID）数」の数に限り発行される。また、有効なユーザIDで正しくないパスワードを一定回数入力された場合は、ログオン不可となる管理を行っている。

データセンターの情報保護対策については、IDカード等による入退室管理システム、24時間365日の有人警備、監視カメラによる常時監視により確保されている。

個人情報を含むデータ及び紙媒体の取扱いには、予め民間電算会社

内で本システム運用にかかる個人情報責任者・作業従事者の体制を定め、情報セキュリティマネジメントシステムで規定する「情報セキュリティ運用手順書」に基づき運用する。

## (2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 三重県のシステムが民間電算会社のデータセンターに設置されているということだが、名張市がこれまで蓄積し、昨年作成したデータをそこに結合するという理解でよろしいか。

○お見込みのとおり。

イ 昨年名張市で構築し、現在は名張市で管理している情報を、今回このシステムに登録し直すということか。

○現在はエクセルの一覧表で管理しているが、それと並行して当該システムを活用するためのデータ作成も行っており、それを使って当該システムにデータを入れることになる。

ウ 県内市町で当該システムを導入している自治体数は。

○把握していない。ただし、林地台帳の整備自体が、森林法により平成31年3月31日までと定められているため、昨年度の同時期に整備している自治体が大半であり、その中でも大多数が県のシステムを活用すると聞いている。近隣の伊賀市も県のシステムを活用すること。

エ 導入はほぼ県下一斉ということか。

○お見込みのとおり。

オ 個人情報に掲載されるのは行政がアクセスする LGWAN 領域のみであり、林業組合がアクセスするインターネット領域には個人情報は掲載されないという理解でよろしいか。

○お見込みのとおり。林地台帳や、県が整備している森林簿は、土地の所有者が隠された状態でインターネットに公開される。

以上の質疑を終え、承認とする。